

第17回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	16
損益計算書	-----	18
株主資本等変動計算書	-----	19
個別注記表	-----	20
連結貸借対照表	-----	24
連結損益計算書	-----	26
連結株主資本等変動計算書	-----	27
連結注記表	-----	28
監査報告書 謄本	-----	34

本州四国連絡高速道路株式会社

事業報告

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

1. JB本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。

当事業年度（令和3年4月～令和4年3月）における我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるものの、令和3年9月末の緊急事態宣言及び二度に渡るまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いた一方、個人消費や雇用情勢など一部に弱さがみられました。

このような環境の中、“交流と技術による地域貢献”を全体目標とした「行動計画2019-2021」の最終年度を迎え、安全かつ快適な交通の確保と地域間の交流を図るための取組を着実に進めるとともに、令和3年度までの取組を踏まえ、高速道路を取り巻く環境や社会環境等の変化にも対応するべく、次期3カ年の方向を示した「行動計画2022-2024」を策定しました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は前事業年度比5.6%増の38,355千台となり、料金収入は前事業年度比5.4%増の56,190百万円となりました。しかしながら、令和元年度比では、通行台数は13.2%減、料金収入は15.7%減となっており、コロナ感染拡大前までの回復には至っていない状況です。車種別に見ると、普通車等の通行台数が令和元年度比16.0%減であるのに対し、貨物自動車等の大型車通行台数は令和元年度比2.7%減にとどまっており、コロナ禍にあっても本四高速道路が物流などに重要な役割を果たしました。本四高速道路は本州四国間の交通を確保する生活・経済活動に欠かせない重要なインフラであることから、引き続き安全・安心・快適にご利用していただけるよう、サービスの充実、万全な維持管理に取り組みました。

関連事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動自粛等の影響を受けながらも、感染拡大防止の取組を継続しつつ、お客様に安心してご利用いただけるよう、地域の魅力発信などに取り組んだことにより、休憩所等事業においては前事業年度比17.8%増の1,120百万円となりました。受託事業においては本四備讃線の

耐震補強工事が前事業年度で完了したことにより収益が減少したため、関連事業の収益は前事業年度比 13.8%減の 3,645 百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は 70,383 百万円（前事業年度比 0.1%増）、営業費用は 70,047 百万円（同 1.8%減）、営業利益は 336 百万円、経常利益は 553 百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は 370 百万円（前事業年度は 968 百万円の純損失）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和 3 事業年度の事業計画に基づき、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、地域連携推進等に取り組みました。

当事業年度の主な取組として、まず、前事業年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図りました。国土交通省からの依頼を受け、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下においては、ホームページや道路情報板によりお客様へ都道府県を跨ぐ移動自粛のお願いの呼びかけを行うとともに、4月29日から10月31日までの期間の土曜・日曜・祝日については、休日割引を適用しない措置をとりました。料金所においては、マスク着用の徹底、料金収受ブースへのビニールカーテンの設置、料金所社員間の接触・交流の原則禁止、代替要員の確保等、感染予防と共に感染時の対応にも努めました。また、サービスエリア等においても店舗での感染拡大防止の徹底に努め、お客様に安全、安心、快適にご利用していただくために必要な業務を着実に実施しました。

改築については、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、用地取得を継続すると共に、道路改良及び橋梁工事を推進しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状については、ご利用されるお客様への影響及び構造物としての機能損失を考慮し、優先的に補修すべき箇所から補修を実施し、それ以外の変状については計画的に補修を実施しました。

また、当社の経営理念に掲げた 200 年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋の塗替塗装を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及び盛土補強工事を引き続き実施しました。地震対策としては、大規模地震発生時における本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。特に代替路の無い海峡部区間については、神戸淡路鳴門自動車道の明石海峡大橋と大鳴門橋は平成 28 年度までに完了、瀬戸中央自動車道の瀬戸大橋区間は令和 2 年度までに完了し、西瀬戸自動車道においては生口橋と大島大橋の対策が完了しており、現在は多々

羅大橋・大三島橋等の工事を実施しています。また、陸上部区間については、地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行い機能確保のための対策を完了するとともに、高速道路を跨ぐ橋梁の耐震対策等を推進しました。交通安全対策として、暫定二車線区間における正面衝突事故を防止するための緊急対策として、西瀬戸自動車道で中央分離帯にワイヤーロープ式防護柵を設置する工事を実施しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を期すとともに、持続可能な料金所機能の維持や感染症リスクの軽減を図るため、料金所のE T C専用化等に着手しました。

地域連携の取組として、瀬戸内地域に立脚する企業として地域と連携した取組を加速させるための地域連携事業推進本部を立ち上げ、インフラツアーについては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底のうえ、地域の観光振興支援の観点から旅行会社が企画するツアーの受入れを行ったほか、来島海峡大橋では、国の施策である「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」の取組として、地域活性化を目的としたモデル事業を実施しました。また、インフラツアーの更なる推進のため、明石海峡大橋ナイトツアー、塔頂体験とクルーズ等の地域の観光資源を組み合わせた新たな観光コンテンツの開発等に取り組みました。これらの取組に加え、与島を起点とした瀬戸内島旅ツアーの魅力向上を目的とした香川大学との共同研究や、モニターツアー等を実施しています。さらに、サイクリングフリーの継続を図るとともに、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された後の段階的緩和を受け、高速道路周遊パス「四国乗り放題プラン（J B本四高速セットプラン）」を、西日本高速道路株式会社と連携し販売しました。

安全防災については、台風、大雨、強風等による通行止めを余儀なくされましたが、通行止めが予測される概ね 24 時間前までにはその可能性を周知することに努め、不要不急の移動を控えていただくとともに、迂回ルートを選択や運行計画等の変更をお願いし、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを行うことにより、お客様へ安全・安心な交通機能の提供ができました。

この結果、料金収入 56,190 百万円（前事業年度比 5.4%増）に、道路資産完成高 10,120 百万円及びその他の売上高等 426 百万円を加えた高速道路事業の営業収益は、66,738 百万円となりました。

一方、機構に支払う道路資産賃借料は、料金収入の実績が計画収入の一定割合を超えて変動した際に賃借料の増減算を行うことになっていることから、協定に基づく計画額 34,259 百万円より 3,373 百万円増額した 37,632 百万円となりました。道路資産賃借料に道路資産完成原価 10,120 百万円及び管理費用 18,851 百万円を加えた営業費用は、66,604 百万円となり、高速道路事業営業利益は、133 百万円となりました。

〔関連事業〕

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地元自治体の依頼等を踏まえ、サービスエリア等での営業時間の短縮を行いました。営業時間の短縮に当たっては、物流事業者等のお客様にご不便をお掛けしないよう、テイクアウト商品の拡充や飲食メニューの自動販売機での販売など、サービス水準の維持に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を継続しつつ、コロナ禍においてもお客様に安心してご利用いただけるよう、楽しさも提供できるソフトクリームロボットの導入や、地域と連携した特産品の販売会等の実施による地域の魅力発信などに年間を通じて取り組み、売上の向上に努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の塗替塗装他の維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体からの要請に基づき、岩城橋（愛媛県）建設への技術支援や大鳴門橋自転車道設置検討等の長大橋に関する技術支援を実施しました。

加えて、国から一般国道 317 号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が 3,645 百万円、営業費用が 3,442 百万円となり、関連事業営業利益は、202 百万円となりました。

〔当社の個別の業績〕

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が 66,594 百万円、営業費用が 66,515 百万円となり、高速道路事業営業利益は、78 百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が 2,405 百万円、営業費用が 2,290 百万円となり、関連事業営業利益は、115 百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は 193 百万円、経常利益は 415 百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は 334 百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額 15,788 百万円の借入れを行いました。

種 別	借入日	借入額
長期借入金（機構）	令和 3 年 4 月 30 日	7.5 百万円
長期借入金（金融機関）	令和 4 年 2 月 28 日	15,500 百万円
長期借入金（機構）	令和 4 年 3 月 31 日	280.5 百万円

② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金所安全通路の設置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC 設備等の更新

(3) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況（当期純利益▲は当期純損失）

区 分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当事業年度)
売上高(百万円)	80,712	81,183	70,269	70,383
当期純利益(百万円)	486	792	▲968	370
一株当たり当期純利益(円)	60.87	99.10	▲121.00	46.29
総資産(百万円)	62,936	64,750	75,460	81,985

② 当社の財産及び損益の状況（当期純利益▲は当期純損失）

区 分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当事業年度)
売上高(百万円)	78,789	79,265	69,097	69,000
当期純利益(百万円)	199	318	▲766	334
一株当たり当期純利益(円)	24.93	39.80	▲95.76	41.78
総資産(百万円)	55,638	57,200	68,196	75,190

(4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界で最高の技術と最大の規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、サービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

平成26年4月には、本四高速道路が全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな通行料金が導入されました。この新たな料金は、令和5年度までの10年間の措置となっており、令和6年度以降の通行料金は当社グループにとって、重要な課題となっています。一方、当社の管理する本四高速道路の経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円と推計され、各方面から高い評価をいただいています。

令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるものの、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和され、持ち直しの動きが続きました。本四高速道路においても、通行台数は徐々に回復して前事業年度比105.6%（小型車：106.1%、大型車：104.1%）となり、料金収入も前事業年度比105.4%となりましたが、感染拡大前の水準には戻らず、令和元年度比では、通行台数は13.2%減、サービスエリア等の売上は36.2%減となりました。今後も、急激な感染拡大を防止し、社会経済活動を継続するために、基本的な感染対策の徹底や積極的な検査の活用が求められるなか、当社及びグループ会社は、高速道路が国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を輸送する重要な社会基盤であるという認識のもと、「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則った感染予防対策を徹底し、交通の確保に必要不可欠な交通管制、交通管理、料金収受等の業務継続体制の確保に最優先で取り組んでいきます。サービスエリア等においては、感染予防対策を講じる一方、物流事業者等のお客様に快適にご利用いただけるよう、高速道路のサービス機能の維持に引き続き努めてまいります。

当社グループの経営安定化に向けて、料金収入、サービスエリア等売上の回復への取組は、令和4年度以降も引き続き重要な課題となっています。今後は、瀬戸内地域の自治体や観光施策を推進する事業者等との連携を更に強化し、インフラツアアの更なる推進や、瀬戸内の魅力を発見・発信する地域内外のつながりを創出する拠点としてサービスエリア等を最大限活用すること等により、観光需要の回復に努め、瀬戸内地域の活性化に貢献してまいります。

今後も本四高速道路を安全・安心・快適にご利用いただけるよう、耐震補強工事や防災拠点の整備等の強靱化への取組を着実に実施するとともに、デジタル技術の活用を更に進めること等により、高速道路事業の高度化・効率化を推進します。また、ワークスタイル変革により更なる業務効率化を進め、組織力の向上にも努めてまいります。

高速道路を取り巻く環境は、自然災害の激甚化・頻発化や構造物の高齢化により維持管理の重要性が近年益々増大するとともに、自動運転の実用化などモビリティ社会

の変革への対応も求められているとともに、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響等、社会環境も大きな変化を見せています。さらに、持続可能な世界を目指す SDGs の取組、脱炭素社会へ向けた動きやデジタル革命の進展等、次世代に向けた新しい潮流も加速しています。

こうした変化や潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けるために、インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施するという『インフラ経営』の視点から、国民の重要な資産である本四高速道路の潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造し、瀬戸内、ひいては我が国の持続的な発展を支え、SDGs の達成に貢献するために挑戦する取組を示した「行動計画 2022-2024」を、令和 4 年 3 月に策定しました。

インフラ経営のリーディングカンパニーを目指して、「次世代への挑戦」に向けた第一歩である「行動計画 2022-2024」の主な具体的取組は、次のとおりです。

〔「持続可能な高速道路」への挑戦〕

これからも安全、安心、快適に高速道路を利用していただくため、基盤となる高速道路事業の高度化・効率化を進め、耐震補強の推進、防災体制の強靱化、逆走防止対策、交通監視・施設監視・情報提供のシステム高度化、サービスエリア等の施設の整備等に取り組めます。

〔「長大橋技術企業」として、「200年橋梁」への挑戦〕

200 年以上の長期にわたり利用される「200年橋梁」を実現するため、アセットマネジメントの高度化を目指して、新たな維持管理情報システムの構築や点検ロボットの開発、新たな点検手法の開発を進めるとともに、オープンイノベーションにより長大橋維持管理技術開発の構想を具現化します。また、当社グループが保有する技術を活用し、国内外の長大橋を技術支援します。

〔「瀬戸内企業」として、「瀬戸内の未来」への挑戦〕

瀬戸内の活性化を図るため、国、地方公共団体、大学、企業、地域に根ざす各種団体等、多様なパートナーとの連携を強化し、地域内外のつながりを創出する拠点として、サービスエリア等を最大限活用し、インフラツアラーの更なる推進、瀬戸内地域の景観や地域資源を活かした島旅の活性化や、「ナショナルサイクルルート」に認定された西瀬戸自動車道や瀬戸内地域に存するサイクリングルートをネットワーク化し、サイクリングを通じた地域の魅力の発信等に取り組めます。

〔「成長し続ける企業グループ」への挑戦〕

業務の効率化、生産性向上への取組を図るとともに、出産・育児・介護との両立等、多様な働き方に対応し、社員のスキルアップを支援し、全ての世代が活躍できる環境を整えるとともに、社会貢献活動を通じ、地域社会の発展に貢献します。

(5) 主要な事業内容

① 高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

② 関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通 4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門 5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町 549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島 2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津 4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町 6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路 751-2

② 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数（人）
高速道路事業	851
受託事業	
休憩所等事業	34
その他の事業	
全社（共通）	93
計	978

（注）使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
379名	4名減	44.5歳	21.9年

（注）1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項は、ありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主要な事業内容
J B ハイウェイ サービス株式会 社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収受 管理、交通管理
株式会社ブリッ ジ・エンジニア リング	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持修 繕、道路修繕
J B トールシス テム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金収受機械保守整備、 料金収入・交通量のデー タ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
農林中央金庫	12,000
株式会社七十七銀行	3,800
株式会社武蔵野銀行	3,400
株式会社山梨中央銀行	1,500
株式会社 SMBC 信託銀行	1,500

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 32,000,000 株
 ② 発行済株式の総数 8,000,000 株
 ③ 当事業年度末の株主数 11 名
 ④ 株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
財 務 大 臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
酒井孝志	代表取締役社長 会社の経営の総理	大阪ガス株式会社顧問
桑原徹郎	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
大江慎一	取締役 常務執行役員 (経営計画部、長大橋・技術部、保全部、 安全防災部)	
森 毅彦	取締役 常務執行役員 地域連携事業推進本部長 (総務部、人事部、地域連携事業企画部、 広域周遊観光渉外部、監査室)	
原田豊士	監査役(常勤)	
本多佑三	監査役	大阪学院大学経済学部教授
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役 三共生興株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役山本博之氏は、令和3年6月24日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。
2. 監査役本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 株式会社神戸クルーザー、モロゾフ株式会社及び三共生興株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	68	
監査役	3	22	
計	8	90	

(注) 1. 平成 17 年 9 月 27 日開催の創立総会において、取締役の報酬総額は年額 150 百万円以内、監査役の報酬総額は年額 70 百万円以内と決議されております。

なお、当社取締役の員数は 8 名以内、監査役の員数は 4 名以内と定款に定めております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	本多佑三	当事業年度開催の取締役会 12 回全て及び監査役会 12 回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会 12 回全て及び監査役会 12 回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 1. 公認会計士法第 2 条第 1 項の監査業務に対する報酬を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その

事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。（最終改正：平成27年9月24日）

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的で開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外(弁護士)に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務

について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的視点から適切に管理します。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行いません。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を13回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として、「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため、社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCAサイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、事故・インシデント再発防止検討会を設置し、原因究明、再発防止策を徹底して議論・改善し、安全に関するレベル向上を図るとともに、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上

に向けた訓練や、社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を毎月開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。そのうち、四半期に1回開催する会議では、子会社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況を確認しています。また、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会では、全子会社が参加し、連携した取組を実施しています。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき、監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は、事前に監査役と協議しています。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

さらに、取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に、監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。

貸借対照表

令和4年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		17,442
高速道路事業営業未収入金		6,324
未収入金		489
未収収益		1
短期貸付金		670
有価証券		15,900
仕掛道路資産		14,291
未成工事支出金		197
貯蔵品		427
受託業務前払金		7
前払金		439
前払費用		24
その他の流動資産		14
貸倒引当金		<u>△ 0</u>
	流動資産合計	56,230
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	106	
構築物	3,152	
機械及び装置	5,399	
車両運搬具	89	
工具、器具及び備品	192	
土地	134	
建設仮勘定	<u>80</u>	9,155
無形固定資産		<u>494</u>
		9,650
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	4	
構築物	269	
機械及び装置	48	
工具、器具及び備品	11	
土地	4,830	
建設仮勘定	<u>0</u>	5,164
無形固定資産		<u>7</u>
		5,172
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	1,178	
構築物	58	
機械及び装置	1	
車両運搬具	5	
工具、器具及び備品	47	
土地	2,159	
建設仮勘定	<u>12</u>	3,463
無形固定資産		<u>153</u>
		3,617
投資その他の資産		
関係会社株式		248
長期前払費用		4
長期未収入金		5
繰延税金資産		116
その他の投資等		151
貸倒引当金		<u>△ 5</u>
	固定資産合計	18,959
	資産合計	75,190

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		8,952	
未払金		1,067	
未払費用		3	
未払法人税等		192	
預り金		372	
受託業務契約負債		206	
契約負債		459	
前受収益		5	
賞与引当金		<u>298</u>	
	流動負債合計		11,559
固定負債			
道路建設関係長期借入金		34,831	
受入保証金		54	
退職給付引当金		8,336	
役員退職慰労引当金		<u>24</u>	
	固定負債合計		<u>43,246</u>
	負債合計		<u>54,805</u>
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		<u>4,000</u>	
	資本剰余金合計		4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	4,841		
別途積立金	5,343		
繰越利益剰余金	<u>2,199</u>	<u>12,384</u>	
	利益剰余金合計		12,384
	株主資本合計		<u>20,384</u>
	純資産合計		<u>20,384</u>
	負債・純資産合計		<u>75,190</u>

損 益 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	56,190		
道路資産完成高	10,120		
受託業務収入	0		
その他の売上高	281	66,594	
営業費用			
道路資産賃借料	37,632		
道路資産完成原価	10,120		
管理費用	18,761		
受託業務費用	0	66,515	
高速道路事業営業利益			78
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	357		
鉄道管理受託業務収入	926		
その他受託業務収入	1,121	2,405	
営業費用			
休憩所等事業費	294		
鉄道管理受託業務費用	926		
その他受託業務費用	1,069	2,290	
関連事業営業利益			115
全事業営業利益			193
営業外収益			
受取利息		3	
有価証券利息		0	
受取配当金		81	
土地物件貸付料		115	
雑収入		23	225
営業外費用			
雑損失		3	3
経常利益			415
税引前当期純利益			415
法人税、住民税及び事業税			99
法人税等調整額			△ 18
当期純利益			334

株主資本等変動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他利益剰余金						
			安全対策・サービス 高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
令和3年3月31日残高	4,000	4,000	4,841	6,328	879	12,050	20,050	20,050	
事業年度中の変動額									
任意積立金の取崩				△ 985	985	-	-	-	
当期純利益					334	334	334	334	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 985	1,319	334	334	334	
令和4年3月31日残高	4,000	4,000	4,841	5,343	2,199	12,384	20,384	20,384	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金收受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、E T Cマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来受託業務収入に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として受託業務完了時で計上しております。

また、従来はE T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、ポイント発行残高に対する将来の使用見込額を「固定負債」の「E T Cマイレージサービス引当金」に計上し、引当金繰入額は「管理費用」に計上しておりましたが、ポイントを履行義務として識別し、「料金収入」から控除する方法に変更しております。なお、前事業年度において、「固定負債」に表示していた「E T Cマイレージサービス引当金」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の料金収入が1,294百万円、管理費用が同額それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	9,933百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	428百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	1,350百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	23,100百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	24,000百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	903百万円
短期金銭債務	1,844百万円
長期金銭債務	17百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	381百万円
営業費用	9,573百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	34百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	2,549
賞与引当金	91
E T Cマレージサービス引当金	140
未払事業税	36
税務上の繰越欠損金	343
その他	16
繰延税金資産小計	3,178
評価性引当額	△ 3,052
繰延税金資産合計	126

(繰延税金負債)

	百万円
譲渡損益調整勘定	△ 10
繰延税金負債合計	△ 10
繰延税金資産（負債）の純額	116

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	29,912百万円
一年超	1,681,240百万円
合計	1,711,152百万円

令和4年3月25日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,617,878	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	道路資産の借受	道路資産賃借料(注1)	37,632	高速道路事業営業未払金	6,851
						道路資産の引渡	道路資産完成高	10,120	高速道路事業営業未収入金	864
						債務保証	債務保証(注2)	23,100	—	—
							債務保証(注3)	24,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)令和4年3月25日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,711,152百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ブリッジ・エンジニアリング	兵庫県神戸市中央区	50	点検管理長大橋維持修繕道路修繕	(所有)直接100%	点検管理・長大橋維持修繕・道路修繕役員の兼任	点検管理長大橋維持修繕等(注1)	7,280	高速道路事業営業未払金	1,781
							資金貸付(注2)	1,200	短期貸付金	670

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)点検管理・長大橋維持修繕等の取引については、見積合わせなどの実施により、公正な価格で取引しております。

(注2)貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

なお、取引金額は、当期に貸し付けた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 2,548.05円
 一株当たり当期純利益 41.78円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

令和4年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		19,028	
未収入金		6,803	
有価証券		15,900	
棚卸資産		14,900	
その他		531	
貸倒引当金		△ 0	
	流動資産合計		57,162
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	8,367		
機械及び運搬具	5,503		
土地	8,693		
リース資産	251		
その他	572	23,388	
無形固定資産		706	
投資その他の資産			
投資有価証券	6		
長期未収入金	5		
繰延税金資産	203		
その他	517		
貸倒引当金	△ 5	727	
	固定資産合計		24,822
	資産合計		81,985

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	9,052	
リース債務	81	
未払法人税等	235	
受託業務契約負債	206	
契約負債	459	
前受金	1	
賞与引当金	522	
その他	477	
	流動負債合計	11,036
固定負債		
長期借入金	34,831	
リース債務	192	
長期未払金	142	
退職給付に係る負債	9,598	
役員退職慰労引当金	60	
負ののれん	419	
その他	476	
	固定負債合計	45,720
	負債合計	56,756
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	
資本剰余金	4,000	
利益剰余金	17,916	
	株主資本合計	25,916
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△ 687	
	その他の包括利益累計額合計	△ 687
	純資産合計	25,228
	負債・純資産合計	81,985

連結損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益		70,383	
営業費用			
道路資産賃借料	37,632		
高速道路等事業管理費及び売上原価	29,913		
販売費及び一般管理費	2,501	70,047	
営業利益			336
営業外収益			
受取利息		2	
有価証券利息		0	
土地物件貸付料		85	
負ののれん償却額		102	
雑収入		33	223
営業外費用			
支払利息		0	
雑損失		6	6
経常利益			553
税金等調整前当期純利益			553
法人税、住民税及び事業税			210
法人税等調整額			△ 27
当期純利益			370
親会社株主に帰属する当期純利益			<u>370</u>

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
令和3年4月1日残高	4,000	4,000	17,545	25,545	△ 936	△ 936	24,609
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			370	370			370
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					248	248	248
連結会計年度中の変動額合計	—	—	370	370	248	248	618
令和4年3月31日残高	4,000	4,000	17,916	25,916	△ 687	△ 687	25,228

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
J Bハイウェイサービス株式会社 ㈱ブリッジ・エンジニアリング J Bツールシステム株式会社
- (2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～60年 |
| 機械及び運搬具 | 2～17年 |
| その他 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

①高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

②受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

6. 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来受託業務収入に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として受託業務完了時で計上しております。

また、従来はETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、ポイント発行残高に対する将来の使用見込額を「固定負債」の「ETCマイレージサービス引当金」に計上し、引当金繰入額は「管理費用」に計上しておりましたが、ポイントを履行義務として識別し、「料金収入」から控除する方法に変更しております。なお、前連結会計年度において、「固定負債」に表示していた「ETCマイレージサービス引当金」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業収益が1,294百万円、販売費及び一般管理費が同額それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 14,073百万円
2. 保証債務
 - 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務 23,100百万円
 - 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務 24,000百万円
3. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による固定資産の圧縮記帳額は76百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債であります。借入金は、主として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式等（連結貸借対照表計上額6百万円）は次表には含めておりません。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「未収入金」、「有価証券」、「未払金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 長期借入金	(34,831)	(34,825)	△5

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 長期借入金

変動金利による借入金の時価は、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,578	4,893

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法に基づく金額であります。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	29,912百万円
一年超	1,681,240百万円
合計	1,711,152百万円

令和4年3月25日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

	百万円
退職給付に係る負債	2,955
賞与引当金	139
E T Cマレージサービス引当金	140
未払事業税	41
税務上の繰越欠損金	346
その他	111
繰延税金資産小計	3,735
評価性引当額	△ 3,477
繰延税金資産合計	258

（繰延税金負債）

	百万円
子会社時価評価差額	△ 54
繰延税金負債合計	△ 54
繰延税金資産（負債）の純額	203

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市西区	5,617,878	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	道路資産の借受	道路資産賃借料(注1)	37,632	未払金	6,851
						道路資産の引渡	道路資産完成高	10,120	未収入金	864
						債務保証	債務保証(注2)	23,100	—	—
							債務保証(注3)	24,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)令和4年3月25日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,711,152百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

収益認識に関する注記

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 3,153.56円
 一株当たり当期純利益 46.29円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	百万円
退職給付債務の期首残高	15,197
勤務費用	524
利息費用	84
数理計算上の差異の当期発生額	△ 85
退職給付の支払額	△ 408
退職給付債務の期末残高	15,312

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	百万円
年金資産の期首残高	5,444
期待運用収益	90
数理計算上の差異の当期発生額	△ 31
事業主からの拠出額	427
退職給付の支払額	△ 240
その他	24
年金資産の期末残高	5,714

(3) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表	百万円
積立型制度の退職給付債務	7,908
年金資産	△ 5,714
	2,194
非積立型制度の退職給付債務	7,404
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,598

	百万円
退職給付に係る負債	9,598
退職給付に係る資産	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,598

(4) 退職給付に関連する損益	百万円
勤務費用	524
利息費用	84
期待運用収益	△ 90
数理計算上の差異の当期の費用処理額	218
過去勤務費用の当期の費用処理額	23
その他	△ 91
確定給付制度に係る退職給付費用	669

(5) 退職給付に係る調整額	百万円
退職給付に係る調整額（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	23
数理計算上の差異	271
合計	294

(6) 退職給付に係る調整累計額	百万円
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	△ 153
未認識数理計算上の差異	△ 506
合計	△ 659

(7) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
国内債券	25%
国内株式	10%
外国債券	6%
外国株式	10%
保険資産（一般勘定）	34%
現金及び預金	2%
その他	13%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項		
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	主として	0.6%
長期期待運用収益率	主として	2.0%
予想昇給率	主として	2.6%

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3事業年度（第17期）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月2日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 豊 士 (印)

社外監査役 本 多 佑 三 (印)

社外監査役 南 部 真 知 子 (印)